

「広告会社のための下請法ガイドブック 改訂版」
手形期間（支払いサイト）に関する記載変更
買いたたきに関する運用基準の明確化

一般社団法人 日本広告業協会
経理委員会

『広告会社のための下請法ガイドブック』をご活用いただきありがとうございます。

令和6年（2024年）4月の通達にて、同年11月以降に発行された手形等のサイトが60日を超える場合、これを下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるとして指導の対象とする等の指導基準変更が公表されました。これを受け、本ガイドブックの関連箇所については、下記のとおり読み替えていただきますようお願い申し上げます。

また、令和6年（2024年）5月に、公正取引委員会『下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準』が一部改正され、労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇を適切に転嫁せず下請代金を据え置いた場合に、買いたたきに該当する旨が明確化されております。この運用基準変更を受けての修正点はありませんが、関連する記載（本ガイドブック P.19 下にある価格高騰時の協議に関する記載や P.89 にある Q55 の記載）を改めてご確認いただきますようお願い申し上げます。

本ガイドブックや読み替え箇所と共に参考情報各種もご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

記

<読み替え箇所>

『広告会社のための下請法ガイドブック』改訂版（令和6（2024）年1月15日発行）

- ・ P31… 第1章 4-7 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

※下線部の変更

原文）現在の運用では、繊維業は90日以内、その他の業種は120日以内とされており、その期間を超える手形の交付は、下請法違反となります。なお令和6年（2024年）を目途として60日を超える手形を違反（指導対象）とする見直しが検討されています。

変更）現在の運用では、繊維業は90日以内、その他の業種は120日以内とされており、その期間を超える手形の交付は、下請法違反となります。なお令和6年（2024年）11月から、60日を超える手形は、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、指導の対象となります。

- ・ P90… 第4章 9 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

※下線部を変更

原文） A: 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和41年以降、支払手形の手形期間を織

維製品に係る下請取引においては 90 日以内、その他の下請取引については 120 日以内に
するように指導してきました。

現在では、上記手形期間以内の手形を交付することが商習慣になっており、公正取引委員会
及び中小企業庁は、上記手形期間を超えるいわゆる長期手形は、割引困難な手形の交付の禁
止に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて上記期間内に改善するよう指導して
います。なお令和 6 年（2024 年）を目途として 60 日を超える手形を違反（指導対象）とす
る見直しが検討されています。

変更） A: 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和 41 年以降、支払手形の手形期間を織
維製品に係る下請取引においては 90 日以内、その他の下請取引については 120 日以内に
するように指導してきました。

現在では、上記手形期間以内の手形を交付することが商習慣になっており、公正取引委員会
及び中小企業庁は、上記手形期間を超えるいわゆる長期手形は、割引困難な手形の交付の禁
止に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて上記期間内に改善するよう指導して
います。なお令和 6 年（2024 年）11 月から、60 日を超える手形は、割引困難な手形に該当
するおそれがあるとして、指導の対象となります。

【参考情報】

- ・公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（令和 6 年 5 月）
<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>
- ・公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について
（令和 6 年 5 月）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240527_unyou.html
- ・中小企業庁/公正取引委員会「手形が下請代金の支払い手段として用いられる場合の
指導基準の変更について」（令和 6 年 4 月）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240430_tegata.html
- ・中小企業庁/公正取引委員会「下請代金の支払い手段について」（令和 3 年 3 月）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiharaisyudan/zenbun.pdf>
- ・広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（平成 31 年 3 月改訂）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/07_advertising.pdf



以上